

町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月11日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前																														
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 任期付職員法第3条第1項の規定により採用された職員に対する第2項及び別表第6の規定の適用については、同項中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p> <p>5 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項及び別表第8の規定の適用については、同項後段中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の122.5</u>」とあり、及び「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4 略</p> <p>別表第6（第17条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th colspan="3">割合</th> </tr> <tr> <th>3月に支給する場合</th> <th>6月に支給する場合</th> <th>12月に支給する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>行(1)4級相</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	割合			3月に支給する場合	6月に支給する場合	12月に支給する場合	略	略	略	略	行(1)4級相	100	100	100	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 任期付職員法第3条第1項の規定により採用された職員に対する第2項及び別表第6の規定の適用については、同項中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>5 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項及び別表第8の規定の適用については、同項後段中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の47.5</u>」と、「<u>100分の120</u>」とあり、及び「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4 略</p> <p>別表第6（第17条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th colspan="3">割合</th> </tr> <tr> <th>3月に支給する場合</th> <th>6月に支給する場合</th> <th>12月に支給する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>行政職給料表</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	割合			3月に支給する場合	6月に支給する場合	12月に支給する場合	略	略	略	略	行政職給料表	100	100	100
職員の区分		割合																													
	3月に支給する場合	6月に支給する場合	12月に支給する場合																												
略	略	略	略																												
行(1)4級相	100	100	100																												
職員の区分	割合																														
	3月に支給する場合	6月に支給する場合	12月に支給する場合																												
略	略	略	略																												
行政職給料表	100	100	100																												

当職員	分の 3 0	分の 9 5	分の 9 5	<u>(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員、医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が2級である職員又は医療職給料表(2)若しくは医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員</u>	分の 3 0	分の 9 5	分の 9 5
行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が3級である職員(以下これを「 <u>行(1)5級相当職員</u> 」という。)	1 0 0 分の 3 0	1 0 0 分の 8 5	1 0 0 分の 8 5	行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が3級である職員	1 0 0 分の 3 0	1 0 0 分の 8 5	1 0 0 分の 8 5

別表第8 (第18条関係)

職員の区分	割合	
	6月に支給	12月に支

別表第8 (第18条関係)

職員の区分	割合	
	6月に支給	12月に支

	する場合	給する場合		する場合	給する場合
第18条第1項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員	<u>100分の102.5</u>	<u>100分の102.5</u>	第18条第1項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員	<u>100分の100</u>	<u>100分の100</u>
行(1)4級相当職員	<u>100分の122.5</u>	<u>100分の122.5</u>	行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員、医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が2級である職員又は医療職給料表(2)若しくは医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員	<u>100分の120</u>	<u>100分の120</u>
行(1)5級相当職員	<u>100分の132.5</u>	<u>100分の132.5</u>	行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が3級である職員	<u>100分の130</u>	<u>100分の130</u>

第2条 町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、職員が受けるべき給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当の月額合計額に別表第6の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前<u>6月</u>以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第7に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項及び別表第6の規定の適用については、同項中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあり、及び「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4 任期付職員法第3条第1項の規定により採用された職員に対する第2項及び別表第6の規定の適用については、同項中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>5 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、職員が受けるべき給料、扶養手当及びこれらに対する地域手当の月額合計額に別表第6の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前<u>3月以内</u>（基準日が12月1日であるときは、<u>6月以内</u>）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第7に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員及び任期付短時間勤務職員に対する前項及び別表第6の規定の適用については、同項中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「<u>100分の30</u>」とあるのは「<u>100分の25</u>」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の95</u>」とあり、及び「<u>100分の85</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」とする。</p> <p>4 任期付職員法第3条第1項の規定により採用された職員に対する第2項及び別表第6の規定の適用については、同項中「、扶養手当及びこれら」とあるのは「及びこれ」と、同表中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p> <p>5 略</p>

別表第6（第17条関係）

職員の区分	割合	
	6月に支給する場合	12月に支給する場合
第17条第1項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員	$\frac{100}{30}$ 分の1	$\frac{100}{30}$ 分の1
行(1)4級相当職員	$\frac{100}{10}$ 分の1	$\frac{100}{10}$ 分の1
行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が3級である職員（以下これらを「行(1)5級相当職員」という。）	$\frac{100}{00}$ 分の1	$\frac{100}{00}$ 分の1

別表第7（第17条関係）

在職期間	割合
6月	$\frac{100}{100}$ 分の100
5月以上6月未満	$\frac{100}{80}$ 分の80
3月以上5月未満	$\frac{100}{60}$ 分の60

別表第6（第17条関係）

職員の区分	割合		
	3月に支給する場合	6月に支給する場合	12月に支給する場合
第17条第1項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員	$\frac{100}{0}$ 分の3	$\frac{100}{15}$ 分の1	$\frac{100}{15}$ 分の1
行(1)4級相当職員	$\frac{100}{0}$ 分の3	$\frac{100}{5}$ 分の9	$\frac{100}{5}$ 分の9
行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が3級である職員（以下これらを「行(1)5級相当職員」という。）	$\frac{100}{0}$ 分の3	$\frac{100}{5}$ 分の8	$\frac{100}{5}$ 分の8

別表第7（第17条関係）

基準日	在職期間	割合
3月1日又は6月1日	3か月	$\frac{100}{100}$ 分の100
	2か月15日以上3か月未満	$\frac{100}{80}$ 分の80

3月未満	100分の30		1か月15日以上	100分の60	
			2か月15日未満	100分の30	
		12月1日	6か月	1か月15日未満	100分の100
				5か月以上6か月未満	100分の80
				3か月以上5か月未満	100分の60
				3か月未満	100分の30

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の町田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条第4項、第18条第3項及び別表第8（12月に支給する場合の欄に係る部分に限る。以下同じ。）並びに附則第3項及び第4項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(期末手当に関する特例措置)

- 令和元年12月1日を基準日とする期末手当に係る改正後の給与条例第17条第4項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは、「100分の162.5」とする。

(勤勉手当に関する特例措置)

- 令和元年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る改正後の給与条例第18条第3項及び別表第8の規定の適用については、同項中「100分の50」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の60」とあるのは「100分の62.5」と、同表12月に支給する場合の欄中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とする。

0分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の135」とする。

(給与の内払)

- 5 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の町田市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて職員に支払われた給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(期末手当に関する経過措置)

- 6 第2条の規定による改正後の町田市一般職の職員の給与に関する条例の規定中在職期間に応じた期末手当の支給の割合に関する部分は、令和2年3月1日を基準日とする期末手当の支給の対象となる職員に係る同年12月1日以後の日を基準日とする期末手当について適用し、当該対象となる職員に係る同日前の日を基準日とする期末手当については、なお従前の例による。